

流山市障害者控除対象者認定基準

認定区分	障害の理由	判断基準	認知症自立度	障害自立度	
非該当	—	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	I	J 1 J 2	
		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する。 2 隣近所へなら外出する。			
障害者	知的障害者（中度・軽度）に準ずる	家庭外で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	II a		
		家庭内でも、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	II b		
		日中を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	III a		
		夜間を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	III b		
身体障害者（3級～6級）に準ずる	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。			A 1 A 2	
特別障害者	重度の知的障害者に準ずる	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	IV		
		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	M		
	重度の身体障害者（障害等級1級又は2級）に準ずる	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。 1 車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う。 2 介助により車いすに移乗する。			B 1 B 2
	寝たきり高齢者	一日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ。 2 自力では寝返りもうてない。			C 1 C 2